

第1回日本ベンチャー大賞

応募要領

平成26年10月28日

ベンチャー創造協議会

1. 日本ベンチャー大賞の目的

イノベーションのサイクルが加速化している今日においては、既存の概念にとらわれずに新たな事業を生み出す起業家やベンチャー企業の重要性が高まっています。我が国における起業に対する意識や評価は高い水準にありません。

日本ベンチャー大賞では、若者などのロールモデルとなるような、インパクトのある新事業を創出した起業家やベンチャー企業を表彰し称えることにより、起業を志す人々や社会に対し、積極的に挑戦することの重要性や起業家一般の社会的な評価を浸透させ、もって社会全体の起業に対する意識の高揚を図ります。

2. 表彰部門・審査基準

(1) 内閣総理大臣賞（日本ベンチャー大賞：1件）

有識者で構成される日本ベンチャー大賞審査委員会が、応募のあった案件の中から、次の評価項目を総合的に勘案して、最も評価の高い案件を選出します。

評価項目	評価内容
① 事業のビジョン	グローバル市場への進出、社会課題の解決、地域経済の活性化 等
② 事業の新規性・革新性	事業内容の独創性、従来型のビジネスモデルとの違い 従来の製品やサービス等の革新 経済の活性化への寄与、社会での有用性 等
③ 起業のチャレンジ性	既存企業等からの独立、大学等の研究機関からの創出 女性・若者・シニア層の起業 等
④ 事業の拡張性	創業からの事業成長の大きさ・スピード 等

(2) 経済産業大臣賞（ベンチャー企業・大企業等連携賞：1件）

日本ベンチャー大賞審査委員会が、応募のあった案件の中から、前記①～④に下記⑤を加えた評価項目を総合的に勘案して、評価の高い案件を選出します。

ベンチャー企業・大企業等連携賞では、その評価の高い案件に係るベンチャー企業と大企業等の双方に、ベンチャー企業・大企業等連携賞を付与します。

評価項目	評価内容
⑤ ベンチャー企業と大企業等の連携による新事業の創出	ベンチャー企業のビジネスモデルや技術と、大企業等の経営資源の融合による、革新的な新事業の創出 等

※上記の内閣総理大臣賞（日本ベンチャー大賞）及び経済産業大臣賞（ベンチャー企業・大企業等連携賞）のほか、評価項目①～④について特に評価の高い項目がある案件に対して、経済産業大臣賞又は審査委員会特別賞等の賞を付与することがあります。

3. 応募・受賞対象者

- ①応募・受賞は企業単位となります。また、NPO法人や組合など、株式会社以外の事業体でも応募・受賞の対象となります。
- ②応募は自薦・他薦を問いません。

4. 応募方法

(1) 応募書類

所定の応募書類をダウンロードしてください。

(2) 応募書類の提出方法

応募にあたっては、所定の応募書類に必要事項を記入の上、下記の応募専用アドレスに電子メールにて送付していただくか、下記の送付先まで郵送で送付してください。

なお、提出された応募書類等は返却致しませんので、ご了承ください。

- ※1：応募に際して手数料等はありません。ただし、送料は応募者の負担とさせていただきます。
- ※2：郵送の場合には、簡易書留又は宅配便にて郵送してください。
- ※3：提出された書類に不備がある場合、審査対象から除外する場合がありますのでご注意ください。
- ※4：受賞者の審査にあたって、書類内容の確認、追加資料提出のお願いや応募書類に関する質問など、事務局から応募者（推薦者含む）に対して連絡をさせていただくことがあります。
- ※5：応募内容については、他の特許等を侵害していないこと、又は係争中でないことが条件です。

応募書類提出先

電子メールの場合：venture-grand-prize@meti.go.jp

郵送の場合：〒100-8901

東京都千代田区霞が関1-3-1
経済産業省経済産業政策局新規産業室
第1回日本ベンチャー大賞係 宛

(3) 応募期間

平成26年10月28日（火）～平成26年11月25日（火）

※期日までに必着

5. 受賞者の発表・表彰式

- ① 受賞者の発表及び表彰式は平成27年1月～2月を予定しています。受賞者等については経済産業省のホームページ等で公表します。
- ② 受賞者に対しては、表彰状等の授与を行います。
- ③ 表彰後に禁固刑以上の刑等に処された場合は、受賞を取り消し、表彰状等は返納することとします。

【お問い合わせ先・日本ベンチャー大賞事務局】

経済産業省 経済産業政策局 新規産業室

(TEL) 03-3501-1569

(FAX) 03-3501-6079